

令和6年第10回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月9日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B、2C

3 出席委員 16名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋

2番 山形 浩一

3番 角田 里美

4番 宮崎 尚彦

5番 伊藤 美穂子

6番 鳴海 正

7番 外崎 高逸

8番 乗田 栄一

9番 石岡 雅樹

10番 小林 達英

11番 佐藤 善一

12番 一戸 孝志

13番 工藤 昇

16番 柳原 一夫

欠 席

14番 佐藤 敬道

15番 相馬 孝雄

17番 白戸 裕丈

18番 中谷 徳善

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第67号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第68号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

報告第22号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第23号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5 その他

6 閉 会

7 書 記

農業委員会事務局

主 査 藤元 大季

8 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

農林政策課

主 事 太田 樹

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 6 年第 1 0 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協
力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 2 0 名であります。本日の出席委員数は 1 6 名
であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 2 6 条に規定する署名者の指名ですが、
私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、1 3 番 工藤 昇 委員、1 6 番 柳原 一夫 委
員のご両名を指名いたします。

また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、奈良市浦
支所長、農林政策課太田主事をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和 6 年 7 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分 から、市役所 2 階 会議室においてあつせん委員会を行い、千葉 達美 推進委員と事務局であつせんにあたり、3 条有償移転事業 2 件、あおもり農業支援センター事業 1 件を適正に処理しました。

令和 6 年 8 月 6 日 午前 9 時 3 0 分 から、工藤 昇 委員、白戸 裕丈 委員で五所川原南地区の 4 条転用 1 件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第 6 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第 6 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第 1 条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転 5 件、無償所有権移転 4 件です。2 ページをご覧ください。

1 番 大字梅田字福浦、田 2 筆 、畑 5 筆、合計 9,346 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あつせん総額 3,000,000 円の有償移転です。

2 番 大字太刀打字常盤、田 2 筆 、合計 7,029 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あつせん総額 1,200,000 円の有償移転です。

3 番 大字高野字広野、畑 1 筆 、2,096 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 200,000 円の有償移転です。

4 番 大字下岩崎字尾花原ほか、畑 8 筆 、合計 4,706 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

5 番 大字藻川字千年、田 1 筆 、322 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

6 番 大字太刀打字早蕨、田 1 筆 、201 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

番号 7 番との交換移転です。

7 番 大字太刀打字早蕨、田 1 筆 、166 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

番号 6 番との交換移転です。

8 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆 、618 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 50,000 円の有償移転です。

9 番 相内吉野、畑 1 筆 、1,281 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 50,000 円の有償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております農地法第 3 条調査書のとおり、同法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 6 7 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 6 7 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 6 7 号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第 6 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 6 ページをご覧ください。

議案第 6 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法第 4 条第 2 項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、1 件です。

7 ページをご覧ください。

1 番 大字梅田字福浦、畑 1 筆、712 m²

申請人は記載のとおりです。

転用目的は農家住宅です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 4.1km に位置し、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地であることからその他の農地（第 2 種農地）と判断されます。

申請人は約 3 町歩ほど経営しているりんご農家であり、規模を拡大してきたことにより、農業機械及び資材等の保管場所が必要になっております。また、現在はアパートに暮らしておりますが、親の面倒を見ながら農業経営をする必要があることから、実家近くの土地を探しましたが、面積が足

りないなど条件に合う土地が見つからず、やむなく自己所有農地である当該申請地を選択するに至りました。土地利用計画・資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、８ページをご覧ください。

議 長 議案第６８号についての説明が終わりました。
 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)
参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。
委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第６８号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第６８号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
 つづきまして議案第６９号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
 参与より説明をお願いします。

参 与 ９ページをご覧ください。
 議案第６９号「農用地利用集積計画の決定について」であります。
 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。
 件数は、利用権設定３件、所有権移転１件です。
 １０ページ利用権設定１件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第１８条調査書のとおり、各要件を満たしております。

11 ページ番号 2 番から 3 番までの一括方式 2 件については、一括方式による農用地利用集積計画で、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

12 ページ所有権移転 1 件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第 69 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 69 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 69 号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第 67 号から議案第 69 号まで全ての審議が終了しました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。